

FOCUS

過渡期の国際政治体制下での日中間の構築的協力の可能性

■田村暁彦 政策研究大学院大学 教授

現在、国際社会はグローバル化の反動で政治ユニットがフラグメント化する過程にある。この新しい時代に対応する国際社会の安定化機能を考案し構築する必要があり、そのためには、普遍主義に裏打ちされた正当性ある「権威」をいかに確立し、資源配分・利害調整システムである「規範」体系を構築するかが問われる。日中間協力においてもこの安定化機能を再構築する協力、すなわち「構築的協力」が求められる。「権威」および「規範」体系の構築作業は、透明性・公平性や持続可能性・人権等「普遍的価値」を巡る国際輿論が基盤となる。我が国自身が、普遍的価値を体現する存在となり、国際論壇の活性化を牽引すれば、日中間「構築的協力」を主導的に行うことができるだろう。

「帝国の崩壊」というコンセプトに基づく国際社会の現状分析

日中経済協力を構想するに当たっては、今我々はいかなる時代にいるのか、今後いかなる時代になっていくのかに関する認識を出発点とせざるを得ない。本稿は、現在、国際社会はグローバル化の反動で政治ユニットが「フラグメント化」する過程にあるとの認識に立つ。かかる過程を理解するには、2016年5月の『アステシオン』誌が特集した「帝国の崩壊」というコンセプトが有益な手掛かりとなる。

2016年に同誌が「帝国の崩壊」を特集した契機は、同年がオスマン帝国の分割を歐州列強が取り決めたサイクス＝ピコ協定から100

年の節目であったことにある。同協定は、中東のうち特に現在のシリアとイラクを中心とする地域を、主として英仏が各自の「直接統治領域」および「勢力圏」に分割した取極であり、英仏の「勢力圏」の境界線が現在のイラクとシリアの国境線におおむね符合する等、現在の同地域の国境線の基礎となっている。オスマン帝国崩壊後、トルコは祖国解放戦争を経て1923年に共和国として独立を果たした。しかし、イラク、シリア等その他の地域は、いったんは世俗ナショナリズム政権が主権国家を確立はしたもの、米国の中東撤退を契機として、池田明史が「主権国家的統合の緩み」と「アイデンティティ政治の前景化」と描写する展開が開始、現在も進行中である。「国民の創出では

なく亀裂の保全の上に」成立している主権国家の中心に座る独裁権力が米国撤退後に正当性を喪失すると、宗教や部族を単位とした多様な中間団体がにらみあい殴り合う展開になった。

次に中国に目を転じる。同誌で岡本隆司は、中国の現状を「帝国の崩壊」の線上で理解しようと試みる。中国の「帝国の崩壊」とは、岡本が「普遍性の重層」と称する清帝国の崩壊である。中東のサイクス＝ピコ協定に比定されるのが、対華二十一か条要求であり、列強が中國大陸における自らの勢力範囲を画定した「瓜分」である。しかし、国民国家形成に失敗したオスマン帝国と異なり、中国では、ある種の「漢人ナショナリズム」に基づいて国民国家建設が現在

も進行中である。も進行中と考える。(岡本は、儒教的華東意識と西欧式「ナショナリズム」とは多くの差異があるが親和的な側面を持つとする)清帝国は、支配民族である満州人の介在により、漢人の普遍性、チベット仏教社会、モンゴル的普遍性を重層させていたが、18世紀以降、貿易活動に従事した漢人社会が突出して膨張し、普遍性のバランスが崩れたとする。そして、漢人の普遍性は、清末に日本がすでに摂取していた西洋概念を和文漢訳法を通じて吸収し、二元的で均質な国民国家と主権国家体系の構築過程を開始した、というのが岡本の理解である。(中華人民共和国が歴史認識や領土問題で厳しい姿勢を取る今日の現象も、この国民国家建設の力学と関係があるとする。)

米国の「米国第一主義」と「霸權の放棄」、そして国際社会のフランメント化

「帝国の崩壊」という概念に照らすと、現在トランプ政権の下で「米国第一主義」を標榜して新たな外交政策を追求する米国についても、その歴史的把握が可能になるのではないか、と筆者は考える。「米国第一主義」とは、米国が「帝国たることを放棄する主義」だからである。後述する通り、「帝国」とは普遍主義を貫くことの出来る政治組織、すなわち自己利益と他者利益を同質的に把握する国際政治上の存在と理解できるが、「米国第一主義」とは自国民と他国民の同質的把握からの決別宣言なのである。

(米国の「帝国」性は、第二次大戦後、公共財としてのブレトンウッズ体制の構築を牽引、国際取引の安定化のために自らの莫大な金保有を基盤として金本位制を実施した対応に見られる。西側諸国の復興・経済成長に伴い米国の相対的経済力が低下したことで同体制は終焉を迎えたが、その後金融自由化、債券金融システムの構築、「強いドル」政策を通じて世界の資本を米国に還流させ海外に再投資する資本還流システムを構築改めて世界経済の牽引者となつた。し

かし、リーマン・ショックで「米国金融帝国」は自国民すらも「収奪対象」であることが露呈し、米国民の支持を失う。これが「米国第一主義」すなわち「帝国たることの放棄」の大きな契機となつた。)

「米国第一主義」のうち、単なるレトリックを超えて現実化している代表例は通商政策である。TPP離脱、通商法301条調査開始等も挙げられようが、筆者が目下最も懸念するのは、WTO上級委員会の委員選考を米国がブロックしている事態である。同選考過程の停滞により上級委員に欠員が生じ、WTOが擁する司法機能が甚大な不全を来している。今回の米国の対応は、上級委員会が従来から同国の貿易救済措置に厳しい判断を行ってきたことに対する強烈な不满表明との憶測もある。仮にそうであれば、米国は、最早「帝国たることを放棄」した、あるいは国際関係論の概念で言えば「霸權を放棄」したと言えそうである。さらには、ラストベルトに居住する白人労働者を中心とする「白人ナショナリズム」を動力とする国民国家への回帰現象が発生しないか。

(ちなみに、「帝国論」は、200

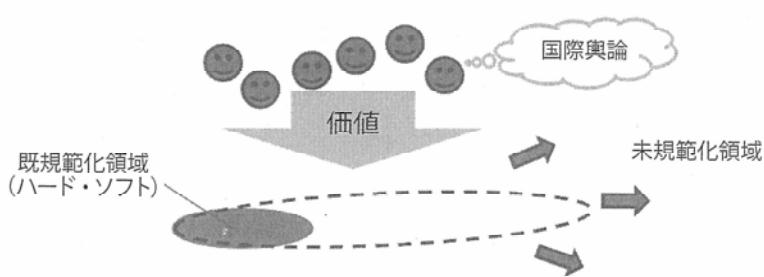
0年前後、グローバリゼーションと米国一極集中という現象を受けて人文系学者を中心に盛んに取り扱われた、ネグリとM・ハートは、現代社会では、米国を重要な一部としつつ世銀・IMF・WTO等の国際組織として多国籍企業が一体として資本主義の支配装置となることにより「新たな主権」として「帝国」になつた、との見方を示す。また、E・トッドは、米国のイデオロギーは、従来は人類と諸国民に対する同質的把握を可能にするもので、その「普遍主義」的性格が米国を帝国たらしめ得ていたが、昨今は米国のイデオロギーから普遍主義的性格が喪失しつつあることから、米国は最早帝国たり得なくなりつつある、と主張する。なお、ネグリ・ハートもトッドも、「帝国」を、国際的正義・普遍的利益を実現するシステムとして肯定的に捉える。(ただし、ネグリ・ハートは、「帝国」の支配の下で民主主義の実現には「対抗暴力」の行使も併せて不可欠だと主張する。)

実は、トランプ政権の「米国第一主義」と並んで内向志向の象徴とされる「ブレゲジット」も、ナショナリズムのトリガーが引かれた例である。英

国が国民投票でEU離脱を決めたのが「英國ナショナリズム」の発現であるが、それによりさらに英国内部で、地域のナショナリズムを惹起した、という具合に「ブレゲジット」はナショナリズム発現の連鎖を惹起した。一方、東南アジアでは、例えばインドネシア州知事選で、「多様性の中の統一」という国是の基盤となつていていたインドネシアナショナリズムに風穴が空き、イスラム主義が選挙戦に決定的な力を持つことから観われるよう、国民国家を政治ユニットとする仕組みをイスラム主義の台頭が不安定化させる兆候が見られる。

いずれにせよ、今後は、国際社会全体として、帝国／霸權国の提供する普遍主義という安定化機能（公共財）が脆弱化、ナショナリズムあるいは宗教その他の多様な思想的・情緒的バックボーンを擁するアクターが分立し、国際秩序が不安定化する「フランメント化」が進行すると筆者は予想する。(ちなみに、「ナショナリズム」は、元々18世紀に市民革命を経て台頭したブルジョワが一定の規模を持つ国民经济を必要とした経緯から生まれた概念だが、その後、19世紀

図1 國際輿論、価値と規範化領域の関係図



未から20世紀初頭に、社会の都市化と共に伴う政治の民主化、大衆化を受け変質し、情緒的・愛国主義的概念となつた。ナショナリズムは、政治ツニット模索の道具概念なのである。そして、この新しい時代に効果的現実的に対応する国際社会の安定化機能を考案し構築することが喫緊の課題となる。従つて、日中間協力においても、かかる国際社会の安定化機能を再構築していく協力、すなわち「構築的協力」が求められる。

本質的解は「権威」と「規範」の確立である

対し、J・ナイやJ・アイケンベリー等のリベラル制度論者は、リアリストのR・ギルpinが主張した「霸権安定論」を継承しつつ、霸権国が規範枠内で行動することで非霸権国が当該霸権の正当性（権威）を受容し自らも制度の枠内で行動し国際秩序が安定化する、という見方を提示した。冷戦終結後、湾岸戦争において米国が国連安保理の了解を得て多国籍軍による軍事作戦を牽引したことや、通商問題を司法的に解決するメカニズムを擁するWTOの設立に指導力を發揮したこと等、圧倒的な経済力・軍事力を擁する米国が自らの行動の正

当性に配慮しながら行動し、かつそれが国際社会の安定性に大きく寄与したことから、リベラル制度論は国際関係論の学説として大きな力を持つた。しかし、トランプ政権以降、米国が「霸権を放棄」する兆候が伺われることに伴い、霸権安定論が国際秩序観として妥当し続けるか不透明になりつつあることも事実である。今後の国際秩序の構築は、むしろ勢力均衡論を念頭に進めていくべきなのだろうか。

しかし、今後さらに進行すると思われる「フラグメント化」は、勢力均衡論が前提とするいくつかの条件を欠く可能性がある。一つは、勢力均衡論を含む国際関係論は、宗派や部族といったサブナショナルな政治ユニットのアクター性や、（現代型の）ナショナリズムやイスラム主義といったアイデンティティ政治の道具を必ずしも十分には考慮して来なかつたという問題がある。（例えば、The Oxford Handbook of International Relations [2008] におけるナリズムの言及がな）。もう一つは、勢力均衡論は、「関係諸国が共通の利益だけではなくアイデンティティ、正当性、文化的コヒーリティメントを共有していることが条件」（M・ドイル）とされていることである。従って、エト

スを必ずしも共有しない多種多様なアクターが地球規模で分立するという「ラグメント化」が進行する状況にそのまま国際秩序概念たりうるか判断らない。アクター性につき相対視を図る国際関係論理論としては、1990年代以降登場した「グローバル・ガバナンス論」がある。非主権国家アクターの越境的な連携を通じたグローバル課題の解決策を理論化しようとするとする潮流である。さらには、昨今、グローバルガバナンス論の延長線上で、途上国開発に関心の強い法学者（B・キングズベリー、K・デイビス他）を中心に、「指標」がグローバル・ガバナンスに持つ影響力に着目する動きが出てきている。彼らによれば、格付機関の信用格付や国際NGOの腐敗認識指数等の「指標」を作る過程は政治プロセスであり、「指標」自体は法律に類するのである。そして、「指標」が影響力や正当性、権威を得るにはいかなる要素が必要かを理論化しようと試みている。

